

第2回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会

次 第

日 時：令和5年12月22日（金）
午前10時～
場 所：修徳ビル 中会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 業界団体からの意見聴取
- (2) 入札契約制度にかかる検討状況について

3 閉 会

[配布資料一覧]

- 資料1 入札契約制度にかかる検討状況について
- 資料2 低入札価格調査における提出書類
- 資料3 今後の進め方について
- 資料4 第1回委員会（11月6日開催）議事概要

入札契約制度にかかる 検討状況について

【目次】

第1．公表時期の見直しについて

- 検討1．公表時期の見直しに関する検討 P 3
- 検討2．低入札価格調査制度に関する検討 P 10

第2．総合評価落札方式について

- 検討3．「総合評価落札方式」
「技術提案評価型」を適用する工事の検討 P 15
- 検討4．良い仕事をする企業が落札できる仕組みの検討 . . . P 22
- 検討5．特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討 P 24

第 1 . 公表時期の見直しについて

第 1 . 公表時期の見直しについて

検討 1 . 公表時期の見直しに関する検討

検討 2 . 低入札価格調査制度に関する検討

第1．公表時期の見直しについて

第1回入札契約制度検討委員会 概要

検討項目（第1回委員会より）

公表時期の見直しにあたり、

- ・ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格のみを事後公表とするのか、予定価格も含めて事後公表とするのか。
- ・ 一度に全体を見直すのか、段階的に見直すのか。
- ・ 情報管理をどうするか。

委員会での意見まとめ

- ・ 事前公表については、不正の防止の観点から意義があった。
- ・ 一方、くじ引き落札の発生や、業者の積算能力という基本的な技術力の獲得の阻害などの要因となっている可能性がある。
- ・ デメリットを小さくする形でパイロット的に他の方法を試行してみるのもひとつの方法
- ・ 事後公表に移行する場合は、情報漏洩への対策が重要

検討 1 . 公表時期の見直しに関する検討

第 1 回委員会資料（抜粋）公表時期による効果

予定価格

区分	事前公表	事後公表
不調不落の防止	不調不落はほぼ発生しない	- 不調不落の発生が増加する恐れ
違算の早期発見	事前に予定価格が公表されるので 違算があれば早期に判明する	- 落札決定後に判明すると長期間の 手戻り（最長半年程度）が発生
入札参加者による聞き出し行為の防止	聞き出し行為の恐れが無い	- 聞き出し行為や情報漏洩の恐れ

低入札価格調査基準価格（最低制限価格）

区分	事前公表	事後公表
入札参加者による聞き出し行為の防止	聞き出し行為の恐れが無い	- 聞き出し行為や情報漏洩の恐れ
業者の積算能力向上	- 自ら積算しなくても入札が可能な ため業者の積算能力が身に付かない	業者が必要な経費を見積もることで 積算能力が向上する
価格による競争	- 価格による競争ができないためくじ 引きによる落札決定が多発	価格による競争が可能
適正な利潤の確保	- 入札価格が低入札価格調査基準価格 又は最低制限価格付近に集中する ことにより業者の必要な利潤確保が難しい	業者が必要な経費を見積もり入札 するため必要な利潤確保が可能

検討 1 . 公表時期の見直しに関する検討

1 . 公表時期に関する今後の方向性について

情報漏洩対策を十分措置することを前提に、第2回委員会において業界団体の意見を聴きつつ、予定価格については事前公表を継続し、**最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事後公表化**について検討

2 . 事後公表化に伴う情報漏洩対策の方向性について

(1) 職員が秘密情報に接触しない工夫

【例】 入札締切後（開札前）に予定価格を最新単価で再積算

技術提案書の匿名化（電子入札システムにより提出を受け、業者名等を自動的にマスキング処理）

総合評価落札方式において、企業の施工実績等の自己申告値を入札参加者が入札時に自ら電子入札システムで入力、落札決定後に発注者側で確認

及び はR 6年1月公告案件より実施

(2) 職員と業者が接触する機会を物理的に制限する工夫

【例】 業者と職員の面会場所の限定

カメラによる入退室の記録、電話機の録音機能の搭載等

(3) 職員の意識向上についての工夫

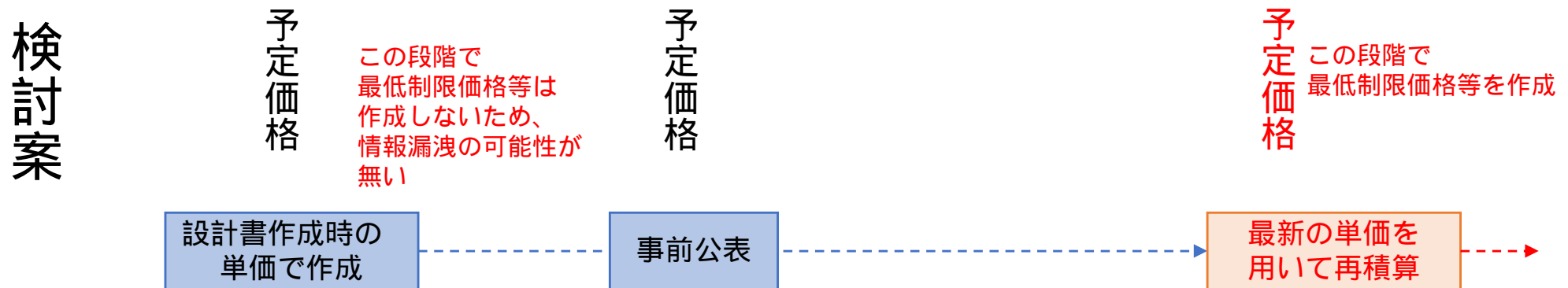
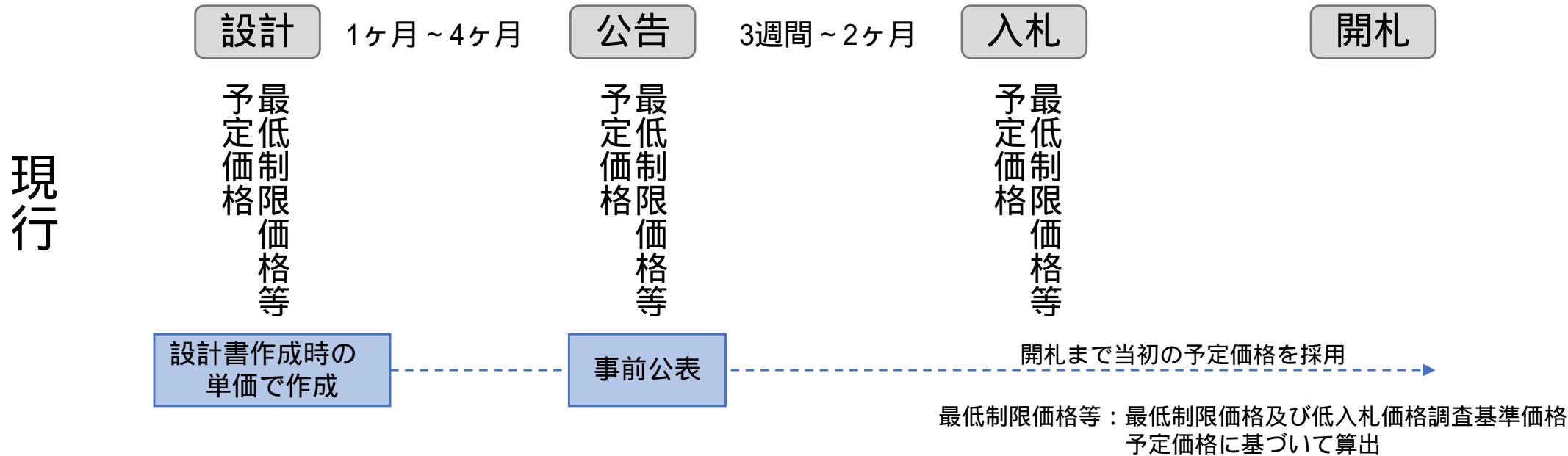
【例】 職員向け啓発マニュアルの制定、研修の実施等

業者からの不当な働きかけへの対策を徹底

（部局内での情報共有、当該事業者に対する入札参加停止措置）

検討1 . 公表時期の見直しに関する検討

2 (1) 入札締切後 (開札前) に予定価格を再積算



予定価格を再積算する目的：最新の単価を使用することで、単価採用時期のズレを無くし、より実勢に合った適切な予定価格を作成すること

検討 1 . 公表時期の見直しに関する検討

2 (1) 技術提案書の匿名化 (電子入札システムにより提出を受け、業者名等を自動的にマスキング処理)

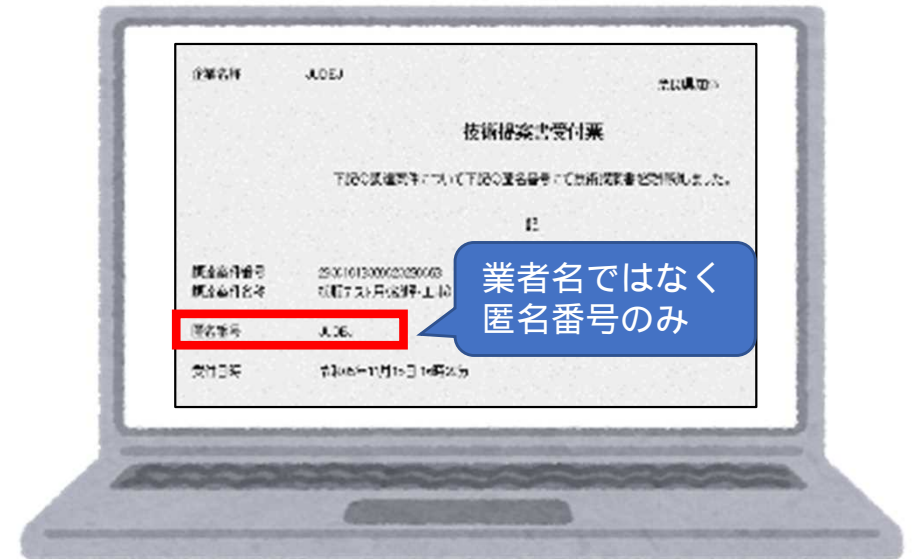
< 現行 >

- ・ 郵送
- ・ 調書にも業者名が入っている。
(職員によりマスキング)



< 対応 >

- ・ 電子入札システムにより提出
- ・ 業者名は匿名番号に自動変換



入札案件及び入札参加者毎に自動的にランダムで附番発注者は開札まで技術提案書提出者の特定ができない

技術提案書の審査において恣意性を排除するため、技術提案書提出者名を伏せる必要がある。
(現行) 建設業・契約管理課の職員が技術提案書 (紙ベース) の提出者名をマスキング処理
(令和 6 年 1 月から) 電子入札システム上で匿名番号で提出

検討 1 . 公表時期の見直しに関する検討

- 2 (1) 総合評価落札方式において、企業の施工実績等の自己申告値を入札参加者が入札時に自ら電子入札システムで入力

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

評価値：技術評価点が高い又は入札価格が低い場合に高くなり、評価値が最も高い者が落札

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{加算点} \\ &= 100 + (\text{技術提案に関する項目} + \text{企業の施工実績等}) \end{aligned}$$

(現 行)

- ・企業の施工実績等の加算点は、技術提案書と同時に自己申告値として紙で提出され、技術管理課が集計（自己申告値の内容は開札後に証明書類で確認）

(対 応)

- ・自己申告値について、「入札書提出と同時」に入札参加者が自ら電子入札システムに入力
- ・技術提案に関する項目は、匿名で提出された技術提案書を元に算出（ 参照 ）

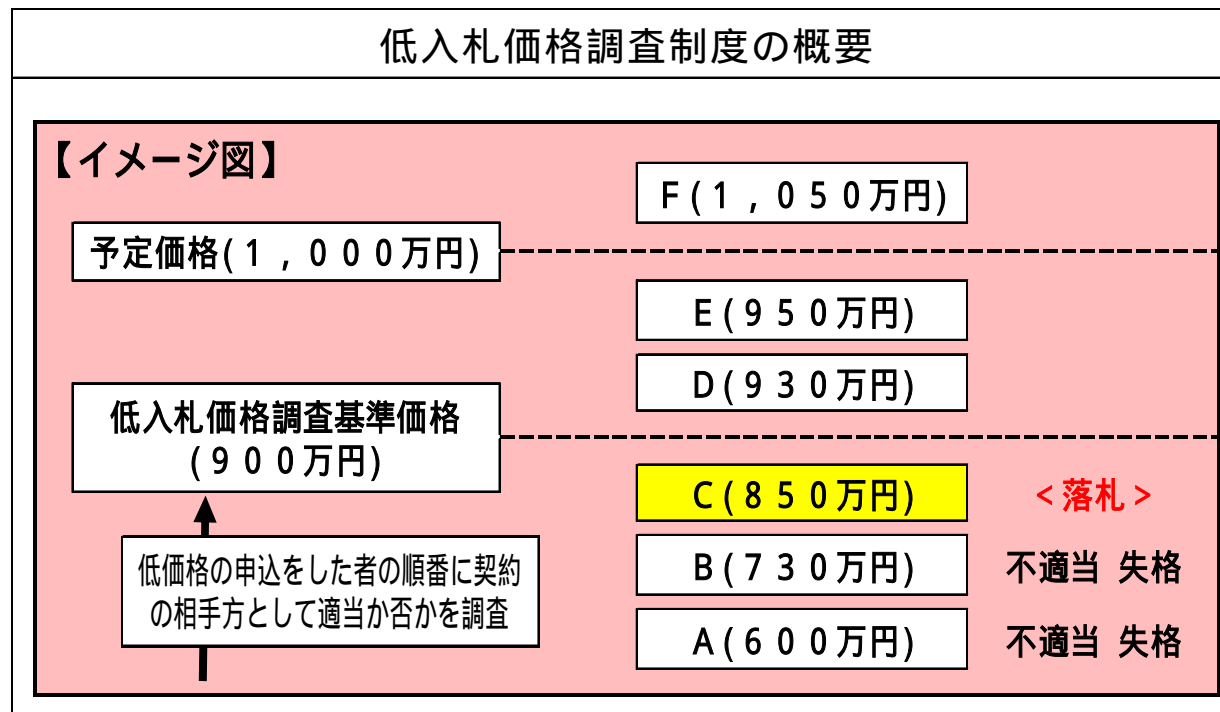
➡ 入札参加者の技術評価点の合計は開札まで把握不能

検討 2 . 低入札価格調査制度に関する検討

3 . 低入札価格調査制度について

(1) 低入札価格調査制度とは

調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度（地方自治法施行令第167条の10）

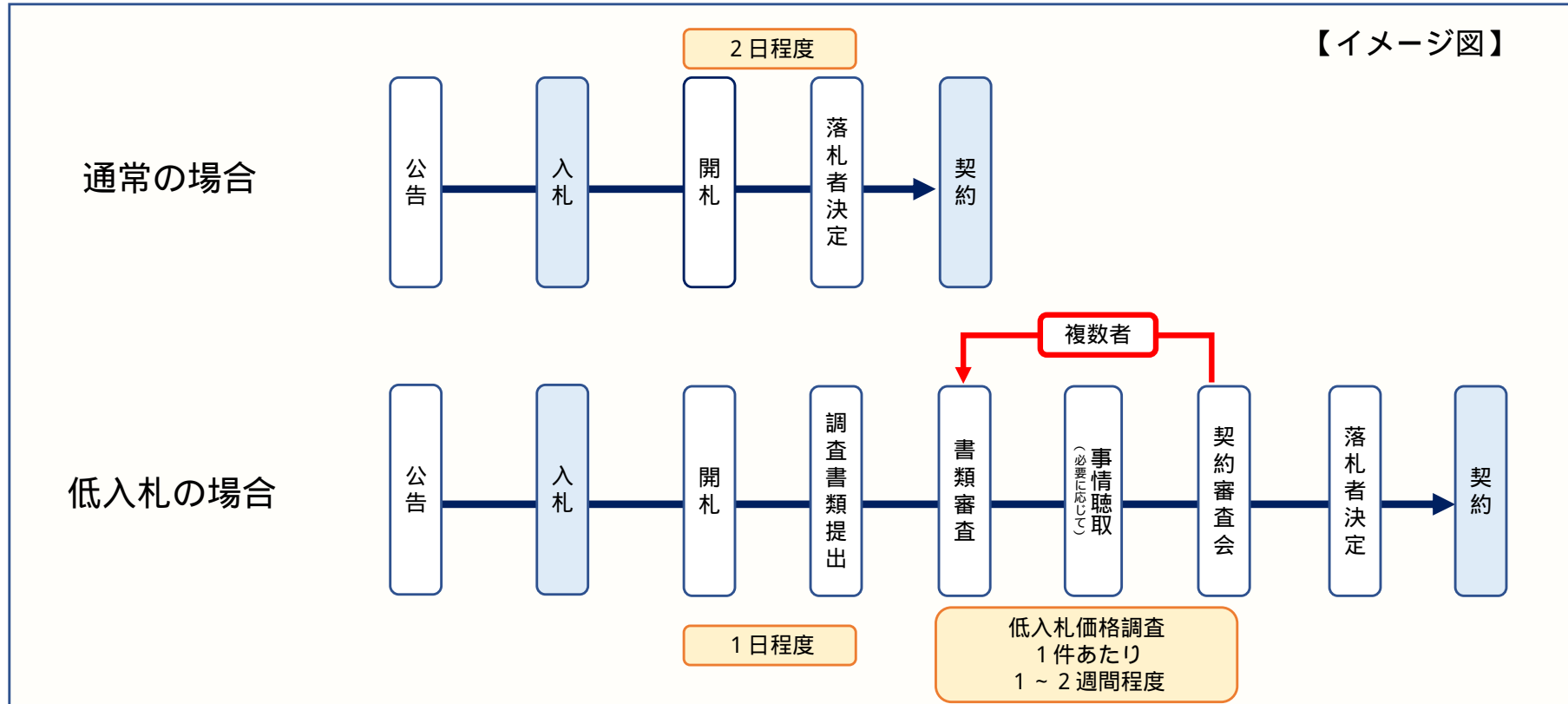


(2) 予想される課題

- ・ 低入札価格調査基準価格を事後公表とした場合に、低入札価格調査基準価格を下回る入札が発生するおそれがある。

検討 2 . 低入札価格調査制度に関する検討

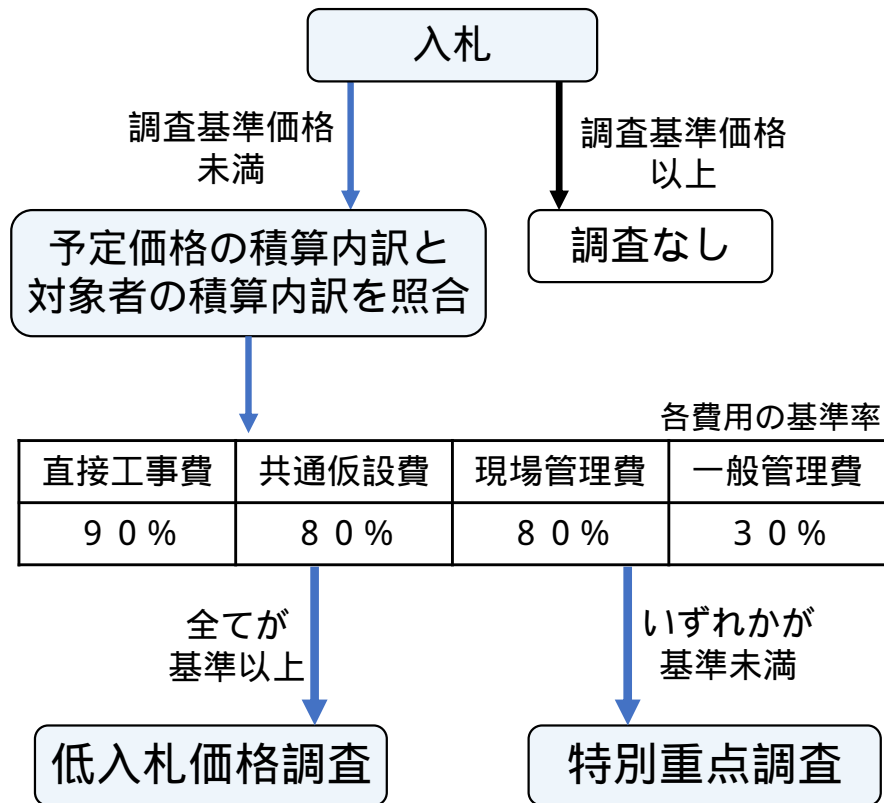
(3) 低入札価格調査の手続き



- 通常の入札事務手続きと比べて1～2週間程度日数がかかる。
(複数者が低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合は、その分審査回数が増え、期間も伸びる)
- 受発注者ともに書類作成、書類審査にかかる負担が大きい
- 調査基準価格未満の入札が生じた時に、必ず低入札価格調査を実施
(書類提出がない場合、入札参加停止措置要領 別表第2-7-(6)より入札参加停止措置(3カ月)の処分)
- 入札額が低入札調査基準価格を下回った場合でも「辞退する旨の申し出」があれば辞退可能(入札参加停止措置要領の対象としない)とし、受発注者の負担の軽減を図ることを検討

検討 2 . 低入札価格調査制度に関する検討

(4) 低入札価格調査における調査項目について (近畿地方整備局の例)



- 通常の低入札価格調査と特別重点調査の2段階の基準を設定
- 特別重点調査では調査内容、作成書類が厳格となる

低入札価格調査 (15項目15様式)

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 内訳書に対する明細書
- (4) 施工体制台帳
- (5) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
- (6) 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)
- (7) 手持ち工事の状況 (対象工事関連)
- (8) 配置予定技術者名簿
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (10) 手持ち資材の状況
- (11) 資材購入先一覧
- (12) 手持ち機械数の状況
- (13) 労働者の確保計画
- (14) 工種別労働者配置計画
- (15) 建設副産物の搬出地

特別重点調査 (27項目27様式)

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書 (兼) コスト縮減額算定所①
- (3) 内訳書に対する明細書 (兼) コスト縮減額算定所②
- (4) 一般管理費等の内訳書
- (5) 下請け予定業者等の一覧表
- (6) 配置予定技術者名簿
- (7) 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)
- (8) 手持ち工事の状況 (対象工事関連)
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (10) 手持ち資材の状況
- (11) 資材購入先一覧
- (12) 手持ち機械の状況
- (13) 機会リース元一覧
- (14) 労働者の確保計画
- (15) 工種別労働者配置計画
- (16) 建設副産物の搬出地
- (17) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- (18) 品質確保体制 (品質確保のための人員体制)
- (19) 品質確保体制 (品質管理計画書)
- (20) 品質確保体制 (出来形管理計画書)
- (21) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)
- (22) 安全衛生管理体制 (点検計画)
- (23) 安全衛生管理体制 (仮設置計画)
- (24) 安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画)
- (25) 誓約書
- (26) 施工体制台帳
- (27) 過去に実施した同種の公共工事名及び発注者

近畿地方整備局発注工事 入札説明書 (別紙-3)より抜粋

検討 2 . 低入札価格調査制度に関する検討

(4) 奈良県の低入札価格調査

近畿地整 低入札価格調査 (1 5 項目 1 5 様式)

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 内訳書に対する明細書
- (4) 施工体制台帳
- (5) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
- (6) 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近)
- (7) 手持ち工事の状況 (対象工事関連)
- (8) 配置予定技術者名簿
- (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (10) 手持ち資材の状況
- (11) 資材購入先一覧
- (12) 手持ち機械数の状況
- (13) 労働者の確保計画
- (14) 工種別労働者配置計画
- (15) 建設副産物の搬出地

近畿地方整備局発注工事 入札説明書 (別紙-3) より抜粋

奈良県 低入札価格調査 (1 6 項目 3 3 様式)

- (1) 当該価格で入札した理由
 - (2) 入札価格の積算内訳
 - (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連
 - (4) 手持ち工事の状況
 - (5) 手持ち資材の状況
 - (6) 資材の調達に関する事項
 - (7) 手持ち機械の状況
 - (8) 労働者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者等
 - (10) 建設副産物等に関する事項
 - (11) 品質確保体制に関する事項
 - (12) 安全衛生管理体制に関する事項
 - (13) 調査対象者が受注した本県発注工事を含む公共工事の成績状況
 - (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況
 - (15) 調査対象者の信用状態
 - (16) その他の必要な事項
- 共通
- 共通

奈良県県土マネジメント部
低入札価格調査制度に係る取扱要領 第 7 抜粋

・奈良県の低入札価格調査では、16項目33様式により契約に適合した履行が可能か確認を行っている。特別重点調査については実施していない。

- ・書類作成の負担を軽減するため、低入札価格調査項目の削減を検討する
- ・近畿地方整備局と同様の特別重点調査の導入を検討する

検討 2 . 低入札価格調査制度に関する検討

(5) 低入札調査基準価格を下回る受注があった場合における工事の品質確保措置

国土交通省では、工事の品質を確保するため、低入札調査基準価格を下回る受注があった場合、工事中の監督の強化を実施している

低入札調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底		国土交通省
<p>○調査基準価格を下回る受注に伴って、手抜き工事、下請し寄せ、契約不履行につながらないように、工物品質・下請代金・契約履行（3C）徹底のため5つの措置を推進（ダンピング受注3C徹底のための「かきくけこ」の推進）</p>		
手抜き防止 (品質確保の徹底) Construction Quality ~工物品質~	監督・検査の強化 (か)	○施工体制や監理技術者の専任制の把握確認について要領に基づく点検の徹底に加え、施工状況を踏まえて随時点検を実施 ○モニターカメラ等の設置による施工状況の把握、不可視部分の出来形管理のためのビデオ撮影の義務づけ、施工計画書の内容のヒアリングの実施など、発注者の監督・検査等を強化
	技術者の増員 (き)	○監理技術者に加え、受注者は同等の要件を満たす技術者等を現場に追加配置
し寄せ排除 Cost ~下請代金~	下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認 (く)	○下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請双方に調査の上確認。(指導が必要と考えられる場合は、許可行政庁へ立入検査等を要請)
不履行への対応強化 (発注者の費えの強化) Contract ~契約の履行~	契約保証額の引上げ等 (け)	○受注者が契約の締結と同時に付する必要のある保証の額の引上げ ○受注者が請求できる前払金の額の縮減
	工事請負契約に係る指名停止措置の強化 (こ)	○相替工事を生じた場合の工事請負契約に係る指名停止措置の強化

【奈良県での実施状況】

実施済み (重点監督要領第5条)

未実施

実施済み (重点監督要領第6条)

実施済み
(低入札価格調査制度に係る取扱要領 第12)

実施済み
(低入札価格調査制度に係る取扱要領 第5(6)(7))

未実施

地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」(令和3年10月)より抜粋

・国土交通省が推進する品質確保措置について、未実施項目の導入を検討

第2．総合評価落札方式について

第2．総合評価落札方式について

- 検討3．「総合評価落札方式」、「技術提案評価型」を適用する工事の検討
- 検討4．良い仕事をする企業が落札できる仕組みの検討
- 検討5．特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討

第2．総合評価落札方式について

第1回入札契約制度検討委員会 概要

検討項目（第1回委員会より）

- ・ 「総合評価落札方式」、「技術提案評価型」を適用する工事の検討
- ・ 良い仕事をする企業が落札できる仕組みの検討
- ・ 特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討

委員会での意見まとめ

- ・ より高い品質が求められる工事目的物、施工上の工夫が求められる工事目的物、維持管理性の課題が大きい目的物に絞って、「技術提案評価型」の適用を進めることが望ましい
- ・ 「企業・技術者評価型」を基本とすることは問題ない
- ・ 「企業・技術者評価型」にチャレンジ型等を組み合わせる等により、受注者の固定化を防ぐような対策が必要

検討3 「総合評価落札方式」を適用する工事の検討

1 「総合評価落札方式」を実施する範囲について

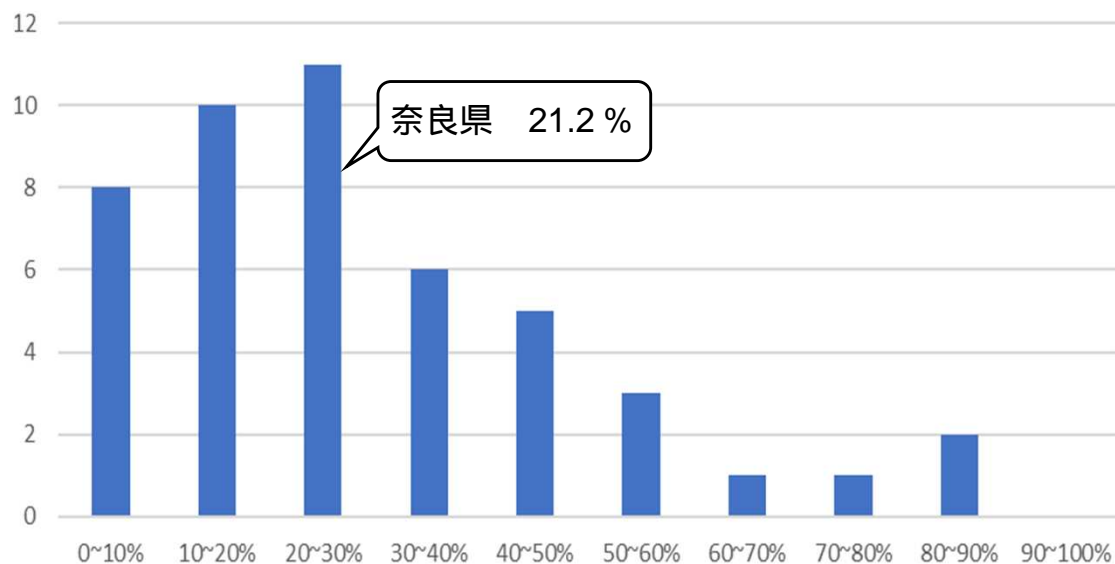
総合評価落札方式を実施する範囲（現行）

3千万円以上の「土木一式」工事

総合評価落札方式で契約した工事の割合

（自治体数）

（都道府県における令和3年度実績）



（割合）



- 全国平均は28.9%（中央値21.8%）
- 奈良県は21.2%であり全国と同等

令和4年度国土交通省・総務省調査から抽出

- 「総合評価落札方式」とする割合は全国と同等であり、現行の基準で妥当である
- 今後、労務単価・資材単価等の動向により必要に応じて見直しの検討を行う

検討3 . 「技術提案評価型」を適用する工事の検討

2 . 「技術提案評価型」とする工事について

○土木工事の工種一覧（土木工事共通仕様書より）

（編）河川編

（章）築堤・護岸

樋門・樋管

水門

堰

排水機場

床止め・床固め

河川維持

河川修繕

（編）砂防編

（章）砂防堰堤

流路

斜面对策

急傾斜地崩壊対策事業

（編）ダム編

（章）コンクリートダム

フィルダム

基礎グラウチング

（編）道路編

（章）道路改良

舗装

橋梁下部

鋼橋上部

コンクリート橋上部

トンネル(NATM)

コンクリートシェッド

鋼製シェッド

地下横断歩道

地下駐車場

共同溝

電線共同溝

情報ボックス工

道路維持

雪寒

道路修繕

- ・ 「技術提案評価型」がふさわしい工事
- 「より高い品質を求める工事目的物」
施設の品質を欠くことで社会的におよぼす影響が大きいもの
- 「維持管理性の点で課題が大きいもの」
予防保全型の維持管理による、将来を含めた総合的なコスト縮減を見込むもの
- 「施工上の工夫が必要となる工事」
施工時に特段の配慮が必要となるものが想定されるもの

検討3 . 「技術提案評価型」を適用する工事の検討

2 . 「技術提案評価型」とする工事について

「より高い品質を求める工事目的物」

- ・ 施設の品質を欠くことで社会的におよぼす影響が大きいもの
広範囲の地域に甚大な被害・影響をもたらすもの

「維持管理性の点で課題が大きいもの」

- ・ 予防保全型の維持管理による、将来を含めた総合的なコスト縮減を見込むもの
奈良県公共施設等総合管理計画（R4年3月）において、「個別施設計画を定め
ライフサイクルコストの低減を図る施設」と位置づけている施設の新設工事

（例） 道路：橋梁、トンネル

河川：樋門、ダム

砂防：砂防施設



橋梁
（宇井大橋）



トンネル
（栄山寺TN）



樋門
（小金打川逆流防止樋門）



ダム
（大門ダム）



砂防施設
（文珠川）

検討3 . 「技術提案評価型」を適用する工事の検討

2 . 「技術提案評価型」とする工事について

「施工上の工夫が必要となる工事」

- ・ 施工時に特段の配慮が必要となることが想定される工事

(例) 長大法面の切土、大規模造成、施工環境(安全・騒音・粉塵) 等



ロックライミング工法
による切土



長距離の交通規制

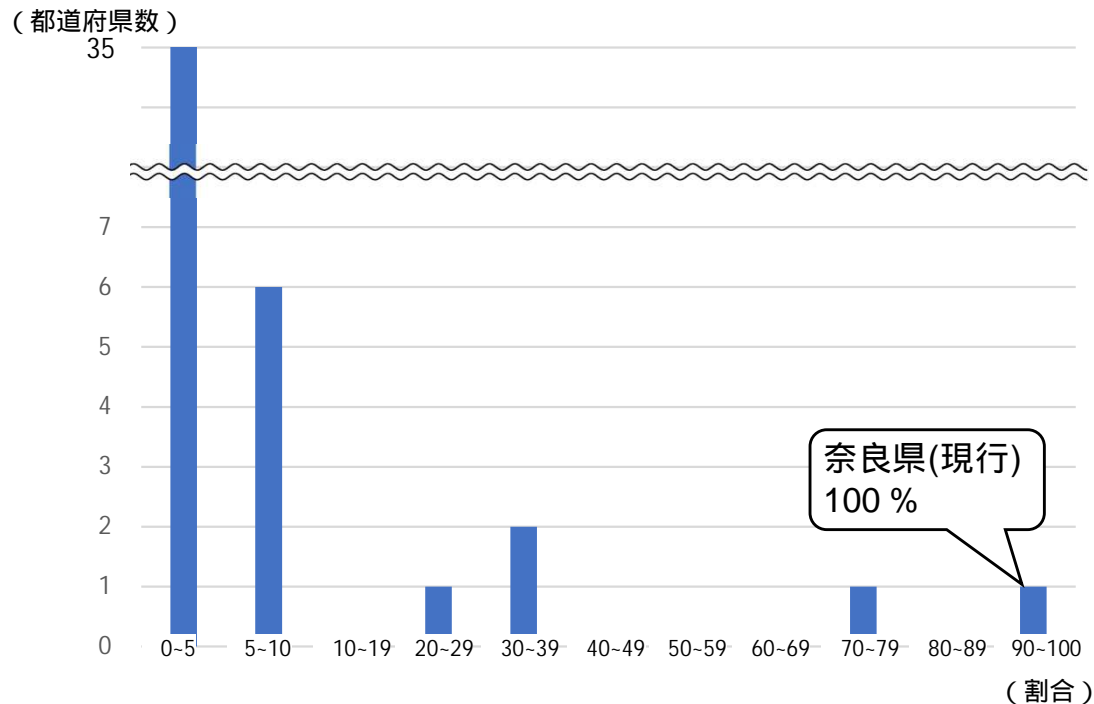


市街地施工で要騒音対策

検討3 . 「技術提案評価型」を適用する工事の検討

2 . 「技術提案評価型」とする工事について

「技術提案評価型」による実施状況（令和3年度実績）



- ・ 全国平均は7.3% (中央値0.6%)
(最大:100%(奈良県)、最小:0%(12件))
- ・ 35自治体は5.0%未満、6自治体は5.10%未満

令和4年度国土交通省・総務省調査から抽出



- ・ 全国の実施状況を勘案し、受発注者の負担軽減につながるよう「技術提案評価型」の実施数の削減を検討する
- ・ 「技術提案に係る項目」の数についても工事内容を考慮し、受発注者の負担軽減を図る

検討4 . 良い仕事をする企業が落札できる仕組みの検討

1 . 評価項目の一覧（現状）

評価項目		内容	
実績を評価する項目	企業の工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	実施中
	企業の表彰実績	過去5年間の優良工事表彰実績	
	技術者の同種工事实績	過去15年間の同種工事の施工実績	
企業の体制を評価する項目	ISO認証取得	ISO9000シリーズ、14000シリーズの認証取得	実施中
	災害協定の締結	近畿地方整備局又は奈良県と災害協定を締結	
地域精通性を評価する項目	本店の所在地	本店の所在地	試行的に 実施中
舗装工事で試行導入項目	技術者の工事成績評定点	過去5年間の工事成績評定点	
(参考) 他県で導入事例のある 評価項目	地域への貢献	除雪作業等の契約実績により加点	
	県内企業の下請活用	県内本店企業への下請負契約状況により加点	
	配置予定技術者等の資格	従事する技能者の資格	

- ・ 「良い仕事（優良な施工実績等）」をした企業の評価を基本的な評価項目として設定することで、「良い仕事」をした企業の受注機会増加につながる
- ・ 企業が「良い仕事」をするモチベーションにもつながる

検討4 . 良い仕事をする企業が落札できる仕組みの検討

2 . 企業・技術者評価型の受注状況シミュレーション

【シミュレーション条件】

- ・令和4年度、県土マネ部 土木一式 3千万以上発注工事を抽出（152工事（JV契約を含む））
- ・価格公表時の結果のため、入札金額はほぼ同一として、技術提案の評価のみはずした場合のシミュレーション

受注回数	現状 (技術提案評価型)	シミュレーション結果 (企業・技術者評価型)	備考
1	46者	51者	30者(65%)が同じ企業
2	28者	19者	9者(32%)が同じ企業
3	8者	11者	4者(50%)が同じ企業
4	3者	4者	1者(33%)が同じ企業
5	2者	2者	全て異なる企業
6	1者	1者	同じ企業
7	1者	1者	同じ企業
計	89者	89者	76者(85%)は同じ企業

シミュレーション結果

- ・工事の受注者数に変動はなかった
受注者の集中は生じていない
- ・3工事以上を受注する業者が微増
「良い仕事」をしている企業は
受注機会が増加

シミュレーション結果のイメージ図

		R4年度 工事発注の全体						
現状	7工事	6工事	5工事	4工事	3工事	2工事	1工事	
シミュレーション	7工事	6工事	5工事	4工事	3工事	2工事	1工事	

シミュレーション結果の詳細

- ・152工事中110工事(72%)で受注者の入れ替えなし
→技術提案の評価が高い企業は、実績で他社より優位な評価となっている企業が多い
- ・企業・技術者評価型により1件も受注出来なくなる企業が13者(工事数16件)いる
→「実績を評価する項目」が他社より低い(成績7件・表彰2件・技術者実績3件・その他4件)企業は受注が難しい

「良い仕事」をする企業の受注機会は確保されるが、実績が乏しい企業の受注は難しくなっている

検討5 . 特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討

1 . 企業・技術者評価型の評価

○企業チャレンジ評価型

新規参入企業の受注機会の拡大を目的に、工事成績評定等のある県工事実績を持たない企業も、実績を持つ企業と同条件で競争できるようにした型式

新規参入
受注機会の確保



○若手・女性チャレンジ評価型

担い手の中長期的な育成・確保を目的に、「40歳以下の若手技術者」もしくは「女性技術者」を配置することを評価し、若手や女性の雇用・育成を促進させる型式

○デジタル技術活用型

生産性向上を目的に、「デジタル技術（自動追尾型トータルステーション等）」の活用をすることを評価し、生産性向上の促進を図るための型式

○地域防災力強化型

崩土等の災害が頻発している中、地域の核となって迅速に活動できる企業を確保を目的に、「建設機械の保有台数」等を評価し、地域の守り手を確保するための型式

施工者希望 型

生産性の向上を目的に、「ICT技術」を活用することを評価し「i-Construction」の推進を図るための型式

建設業の課題に着目
長期的な担い手の確保



検討5 . 特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討

2 . 企業チャレンジ型の実施

「企業・技術者評価型」

「企業チャレンジ評価型」

企業 の 施 工 実 績 等	企業の工事成績 評定点
	表彰
	ISO認証取得
	技術者の 同種工事实績
	本店の所在地
	災害協定の締結
合計	



企業 の 施 工 実 績 等	企業の工事成績 評定点	除外
	表彰	
	ISO認証取得	
	技術者の 同種工事实績	除外
	本店の所在地	
	災害協定の締結	
受注工事量		
合計		

- 過去の実績を評価する項目
「工事成績評定点」「表彰」
「同種工事实績」を除外する
- ISO認証取得状況を評価項目として残し、品質を担保
- 工事の手持ち状況が少ないほど
加点する項目「受注工事量」
を加える

企業チャレンジ評価型

- 実績が乏しい企業の受注機会を確保することができる
- 「受注工事量」により、受注業者の分散を図ることができる

検討5 . 特定の企業に工事が集中しない仕組みの検討

3 . 建設業の課題に対応したチャレンジ型の実施

「企業・技術者評価型」

企業 の 施 工 実 績 等	企業の工事成績 評定点
	表彰
	ISO認証取得
	技術者の 同種工事实績
	本店の所在地
	災害協定の締結
合計	



「課題チャレンジ評価型」

企業 の 施 工 実 績 等	企業の工事成績 評定点
	表彰
	ISO認証取得
	若手・女性の配置 デジタル技術活用 建設機械の保有 ICTの活用 等
	本店の所在地
	災害協定の締結
合計	

- ・ 工事規模（参加可能な建設業者）や工事内容に合わせ、建設業の課題に対応するための取組を評価する項目を設置
- ・ 工事の規模や内容に合わせ、建設業の課題に対応するための取組を評価する項目を設置

課題チャレンジ評価型

- ・ 建設業の課題解決に向けた取組を評価し長期的な建設業担い手を確保するとともに、加点条件を変更することで受注者の固定化を防止する役割にもなる

資料 2

低入札価格調査における提出書類

提出書類一覧

様式番号	様式名
様式1	低入札価格調査報告書
様式2	当該価格で入札した理由
様式3-1	積算内訳書
様式3-2	内訳書に対する明細書
様式4-1	共通仮設費内訳書
様式4-2	現場管理費内訳書
様式4-3	一般管理費等内訳書
様式5	安全対策の取組
様式6	下請予定業者等一覧表
様式7	資材購入予定先一覧
様式8-1	施工体制台帳
様式8-2	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図
様式9	配置予定技術者名簿
様式10-1	労務者の確保計画
様式10-2	工種別労務者配置計画
様式11	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式12-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
様式12-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)
様式13	手持ち資材の状況
様式14	手持ち機械の状況
様式15	機械リース元一覧
様式16-1	建設副産物等の搬出地
様式16-2	建設副産物等の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式17	過去に施工した公共工事名及び発注者
様式18	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式19	品質確保体制(品質管理計画書)
様式20	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式21	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式22	安全衛生管理体制(点検計画)
様式23	安全衛生管理体制(仮設の設置計画)
様式24	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
様式25	資金繰表
様式26	契約済み及び支払未完了工事一覧表

様式1

令和 年 月 日

奈良県知事 山下 真 様

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

低入札価格調査報告書

下記工事について、低入札価格調査に関する書類を提出します。提出書類の内容については事実と相違ありません。

記

1. 工事名

2. 工事番号

3. 工事場所

4. 開札日

- ※ 調査対象者が共同企業体の場合、「所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」欄は、共同企業体の代表者について記載し、「所在地」欄の上部に共同企業体名を明記して下さい。
- ※ 提出書類に不備がある場合は、失格となります。提出書類の漏れの有無、記載内容等を十分確認のうえ、提出して下さい。

【書類作成・提出上の注意事項】

- 1 調査基準価格を下回る入札を行った者は、開札日の翌日（その日が休日にあたる場合は、その翌日以降の直近の休日でない日）の午前9時から正午までに、本表に示す各様式及びこれらの添付書類を提出して下さい。
- 2 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。また、記載内容を立証するための【添付資料】を必ず添付して下さい（【添付資料】として提出を求めている書類であっても、記載内容を立証するため、調査対象者自らが必要と認める書類を添付することは差し支えありません）。
- 3 本表に示す書類のうち、記載すべき事項がない場合（例えば、手持ち工事が無い等）については、当該様式に「該当なし」と記載のうえ必ず提出して下さい。
- 4 提出期限以降の書類の訂正、差替え等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備がある場合は失格となりますので入念に点検して下さい。
特に、積算根拠を示す資料については、以下の2種類が必要となりますので、添付もれ等がないように注意してください。
①下請予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者、交通誘導員派遣会社、測量会社、試験実施会社等が押印した見積書の写し（調査対象者自らが実施する工事、業務等を除いて、あらゆる工事、業務等の見積書が必要です。）
②下請け予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者等との取引実績（今回の取引と単価の比較ができるもので、過去1年以内の取引実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる書面（プラント機械・電気設備にあつては、販売実績（今回の見積と単価の比較ができるもので、過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載金額の合理性かつ現実性を確認できる書面）
- 5 本表に示す書類は、各書類単体で完結しているだけでなく、様式相互間で関連しているものが多数あります。様式相互間の整合を図るよう注意して作成してください。
- 6 別紙3（失格判断基準）など、要領第10に「審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断する基準」を示しています。この項目に該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認しておいてください。
- 7 提出書類は、各様式にインデックス（様式番号を明記）をつけ、1部ごとにファイル（フラットファイル等）に託して提出して下さい。提出部数は、5部とし、内訳は正1部（社印等を押したものの）、副4部とします。

当該価格で入札した理由

【記載要領】

1, 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から具体的に記載する。

2, 当該価格で入札した理由は、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各費目別に、自社が入札した価格で契約の内容に適合した履行が可能な理由を具体的に記載するとともに、入札した金額に対する縮減金額を各費目別に記載する。また、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(様式3-1以降の様式により自社が入札した価格で、契約の内容に適合した履行が可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は任意の添付書類において計数的説明を行うものとする。)

共通仮設費内訳書(営繕以外)

	項目	金額	算定根拠	経費の縮減が可能となる理由(計数的根拠)
準備費	1) 準備及び後片付けに要する費用			
	2) 調査、測量、丁張等に要する費用			
	3) 準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用			
営繕費	1) 現場事務所の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	2) 労働者宿舎の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	3) 倉庫、材料保管場の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	4) 上記1)2)3)に係る土地、建物の借上げに要する費用			
	5) 労働者の輸送に要する費用			
技術管理費	1) 品質管理のための試験等に要する費用			
	2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用			
	3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用			
	4) 完成図の作成に要する費用			
	5) 建設材料の品質記録保存に要する費用			
	6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用			
	7) 施工管理で使用するOA機器の費用			
	8) 橋梁竣工図書における縮小製本、マイラー原図、マイクロフィルム、MOディスク等の作成に要する費用			
安全費	1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用			
	2) 不稼働日の保安要員等の費用			
	3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料			
	4) 安全用品等の費用			
	5) 安全委員会等に要する費用			
運搬費	1) 建設機械及び器材等(型枠材、支保材、足場材等)の搬入、搬出並びに現場内小運搬			
	2) 建設機械の自走による運搬(トラックレーン油圧式4.8~4.9t、15~16t)			
率計上分				
指定仮設分				
指定仮設計上分				

【記載要領】

- 1, 様式3-1の共通仮設費の内訳明細を記載する。
- 2, 各項目ごとに金額、算定根拠、経費の縮減が可能となる理由(計数的根拠)を記載し、これらを明らかにする根拠資料を添付する。
- 3, 指定仮設がある場合は、その内容及び内訳を記載する。

現場管理費内訳書(営繕以外)

	項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由(計数的根拠)
労務管理費	現場労働者に係る次の費用			
	1) 募集及び解散に要する費用			
	2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用			
	3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用			
	4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	5) 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用			
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用			
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課			
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、火災保険、その他の損害保険の保険料			
従業員給料手当	現場従業員(純工事費に含まれる世話役、運転者等を除く。)の給料、諸手当及び賞与		_____円/月×__月	
退職金	現場従業員に係る退職金			
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建退共制度に基づく事業主負担額			
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動に要する費用			
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
交際費	現場への来客等の対応に要する費用			
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費			
外注経費	専門工事業者等に外注する場合に必要な経費			
工事登録費用	工事実績等の登録に係る費用			
雑費				
計				

【記載要領】

- 1, 様式3-1の現場管理費の内訳明細を記載する。
- 2, 各項目ごとに金額、算定根拠、経費の縮減が可能となる理由(計数的根拠)を記載し、これらを明らかにする根拠資料を添付する。

一般管理費等内訳書(営繕以外)

	項目	金額	算定根拠	経費の節減が可能となる理由(計数的根拠)
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬			
従業員 給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与			
退職金	役員及び従業員に対する退職金			
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料			
福利費厚生費	見舞金等福利厚生、文化活動等に要する費用			
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等			
事務用品費	事務用消耗品、備品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
動力、用水 光熱費	電力、水道、ガス等の費用			
調査研究費	技術研究開発等の費用			
広告宣伝費	広告、宣伝に要する費用			
交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用			
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料			
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却費			
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課			
保険料	火災保険その他の損害保険料			
契約保証費	契約の保証に必要な費用			
雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、協会活動等諸団体会費等の費用			
計				

【記載要領】

- 様式3-1の現場管理費の内訳明細を記載する。
- 各項目ごとに金額、算定根拠、経費の縮減が可能となる理由(計数的根拠)を記載し、これらを明らかにする根拠資料を添付する。

安全対策の取組

【記載要領】

- 1, 契約対象工事の安全対策の取組みについて具体的に記載する。
- 2, 安全対策の取組みとして、以下の内容について具体的に記載する。
 - ①工事全般に関わる安全対策
 - ②契約対象工事の各工種ごとの安全対策
 - ③契約対象工事の地理的条件、周辺状況、交通状況等を踏まえた安全対策
 - ④上記①、②、③の他、契約対象工事で安全対策上特に留意すべき事項
- 3, 過去5年間の事故履歴の有無について記載する(事故履歴がある場合、当該事故発生後に企業全体として実施した安全対策に関する取組み結果について記載する。)

様式6

下請予定業者等一覧表

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月
	至	年	月

請負金額(税抜き)	
-----------	--

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
合計額		
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
合計額		
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
合計額		
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
合計額		
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
合計額		
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
合計額		
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	合計額	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	
	合計額	円
工期	年月日～年月日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	合計額	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	合計額	円
納期	年月日～年月日	

運搬	依頼内容	
	会社名	
	合計額	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	自社手持ち
	合計額	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	合計額	円
納期	年月日～年月日	

試験・ 測量	依頼内容	
	会社名	
	合計額	円
工期	年月日～年月日	

交通誘 導員	依頼内容	
	会社名	
	合計額	円
工期	年月日～年月日	

【記載要領】

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社、運搬業者等、あらゆる内容について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。それぞれの合計額は、税抜きの金額を記入する。
3. 本様式に記載のない内容について、下請業者等を予定している場合は適宜様式を変更して差し支えない。

【添付書類】

1. 本様式に記載した全ての下請予定業者について、その押印した見積書(建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他の費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの)の写し。
2. 上記1の見積書に関する機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする見積書や契約書等の書面(当分の間、労務費について添付する書面は、前記の実績ある見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)
3. ただし、上記1、2については他の様式及び添付書類によって積算根拠、取引実績等の裏付けができる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
4. 下請予定業者等に対して見積依頼を行った際に、相手側に交付した見積依頼に関する書面(見積依頼日、工事名その他見積依頼に必要な事項が記載された見積依頼書等)

資材購入予定先一覧

工種別	品名規格	単位	数量	単価	購入先名		
					業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

【記載要領】

1. 契約対象工事で購入を予定している資材(工事に直接使用する資材だけでなく、仮設資材、保安資材、備品、機材等契約対象工事で使用を予定している全ての資材を対象とする)及び購入先等について記載する。
2. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。(例:協力会社、同族会社、資本提携会社等)また、取引年数も()書きで記載する。
4. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

【添付資料】

1. 購入予定業者が押印した見積書の写し
2. 購入予定業者との取引実績(今回の取引資材の単価との比較ができるもので、過去1年以内の取引実績に限る)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面。また、自社製品の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(今回の取引資材の単価との比較ができるもので、過去1年以内のものに限る)など、「単価」欄記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等

施工体制台帳

【会社名・事業者ID】 _____

【事業所名・現場ID】 _____

建設業の許可	許可業種		許可番号			許可(更新)年月日		
	工事業		大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日		
	工事業		大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日		

工事名称及び工事内容								
発注者名及び住所	〒							
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

契約所 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員		権限及び意見 申出方法	
---------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現代理人場名		権限及び意見 申出方法	
主任(監理)技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐名		資格内容	
専技術者門名		専技術者門名	
	資格内容	資格内容	
	担当工事内容	担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

【下請負人に関する事項】

会社名・事業者ID		代表者名	
住 所			
工事名称及び工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者	
権限及び意見 申出方法		安全衛生推進者	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

【記載要領】

- 1, 下請予定金額に関わらず、必要事項を記載のうえ必ず提出すること。
- 2, 予定している施工体制について記載する。現時点で確定していない項目については予定を記載する。

【添付書類】

- 1, 元請の建設業の許可証の写し
- 2, 下請予定業者の建設業の許可証の写し
- 3, 下請予定業者の主任技術者の資格内容を証する書面

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

元請名・事業者ID	
監督員名	
現場代理人名	
主任(監理)技術者名	
補助監理技術者名	
監理技術者補佐名	
主任技術者名(JV構成員)	
主任技術者名(JV構成員)	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

会長	総括安全衛生管理者

副会長	

元方安全衛生管理者

書記

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
	工期	年月日 ~ 年月日

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

工 事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	<input type="checkbox"/> 特定専門工事の該当	
	専門技術者名	
	<input type="checkbox"/> 担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

【記載要領】

1. 下請け予定金額に関わらず、必要事項を記載のうえ必ず提出すること。
2. 現時点で予定している施工体制について、漏れのないように記載する。

配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者	〇〇 〇〇	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証	H14.6.1 H14.6.1	1234567 第12345678号
補助監理技術者	〇〇 〇〇	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証		
主任技術者				
現場代理人				
担当技術者				

【記載要領】

- 1, 配置を予定する現場代理人及び主任（監理）技術者について記載する。
- 2, 配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者（補助監理技術者）についても記載する。

【添付資料】

- 1, 配置予定技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写し（監理技術者資格者証等）
- 2, 配置予定技術者が自社社員であることを証明する書面の写し（健康保険証等）

労務者の確保計画

工 種	職 種	労務単価 (円)	員 数 (人)	下請会社名等 (取引年数)
橋台工	世話役	〇〇円	6	同族会社 (株)〇〇(年)
	普通作業員	〇〇円	12(2)	同族会社 (株)〇〇(年)
	特殊作業員	〇〇円	8	同族会社 (株)〇〇(年)
	運転手(一般)	〇〇円	2	同族会社 (株)〇〇(年)
橋台工小計			28(2)	
合計				

【記載要領】

1. 契約対象工事で配置を予定している全ての労務者の確保計画を記載する。工種別、職種別の人員を記載する。記載する工種は、積算内訳書のレベル3(中科目)に相当する内容とする。
2. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも()内に外書きする(自社労務者2名、下請労務者12名の場合は、「12(2)」と記載する)。
3. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
4. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
5. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。また、取引年数を()書きで記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等

工種別労働者配置計画

工種	種別	配置予定人数										計
		世話役	普通作業員	特殊作業員	運転手 (一般)	運転手 (特殊)	型枠工	鉄筋工	足場工	交通整理員(B)	
橋台工												
作業土工	床堀・埋戻し	1	2	4		2						9
作業土工	残土処理	1			(2)	2					2	3(2)
躯体工	コンクリート工	1	2	4		2						9
躯体工	型枠工	1	4				4					9
躯体工	鉄筋工	1	4			2		6				13
躯体工	足場工	1	2						6			9
延べ人数												

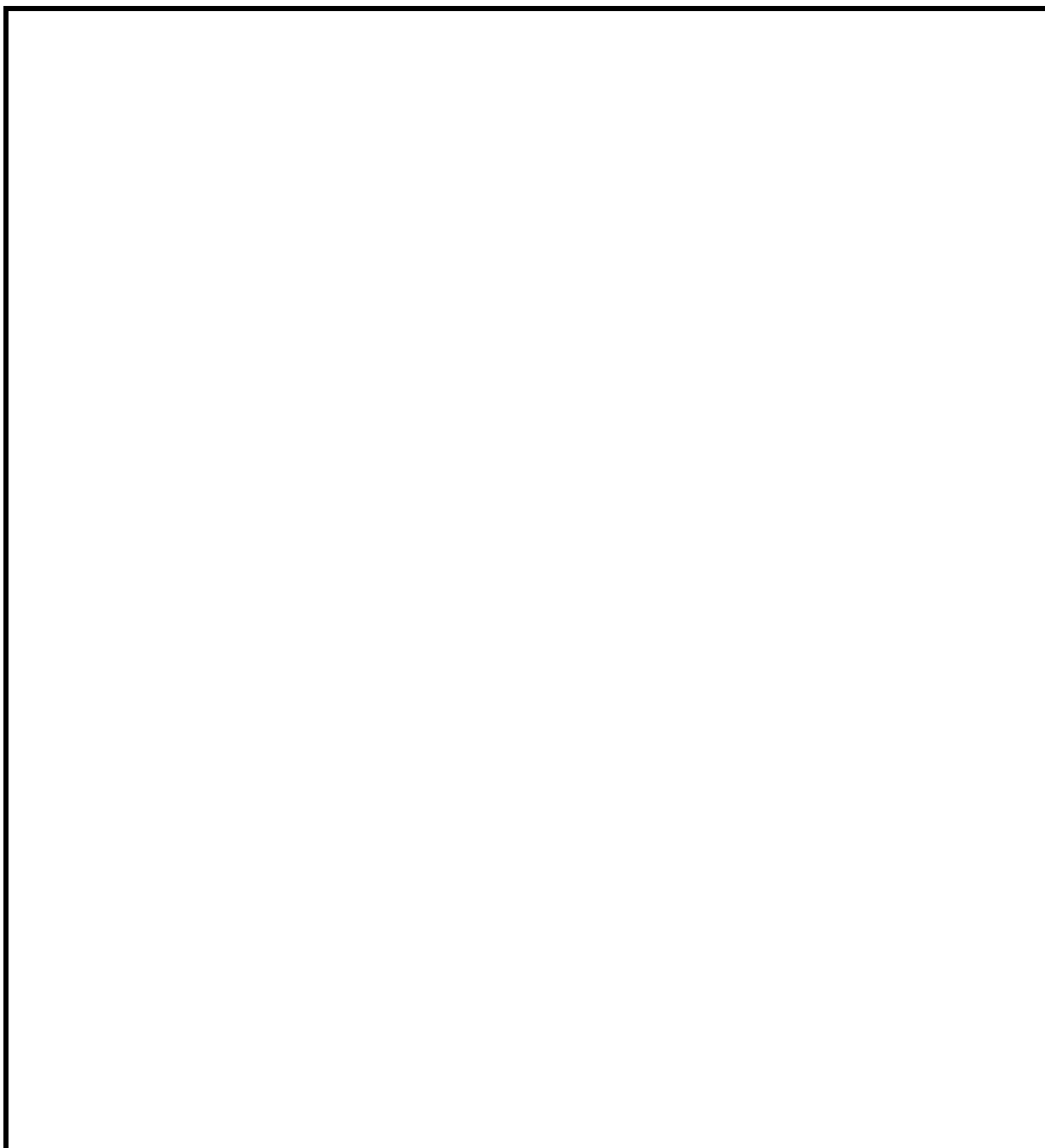
【記載要領】

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労働者の配置に関する職種ごとの計画を記載する。
2. 自社労働者と下請労働者とを区別し、自社労働者については()内に外書きする(自社労働者2名、下請労働者3名の場合は、「3(2)」と記載する。)
3. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の職種のうち必要な職種について記載する。

【添付資料】

1. 自社労働者の配置を予定している場合は、次の書類を添付する。
 - ① 自社労働者の名簿(担当する職種、必要な資格が分かるようにすること)
 - ② 自社労働者が自社社員であることを証する書面及び過去3月分の支払い給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳等の写し
 - ③ 自社社員を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係



【記載要領】

1. 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫、資材保管場所等との位置関係を記載する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。
契約対象工事の工事費の縮減に寄与しない場合は、「縮減対象外」と記載する。

【添付書類】

1. 契約対象工事箇所と事務所、倉庫等との位置関係が確認できる地図。縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び時間が分かるようにする。
2. 事務所、倉庫、資材保管場所等の全景写真
3. 事務所、倉庫、資材保管場所の権原を証明する書面(登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等)

手持ち工事の状況(対象工事現場付近)

工 事 名	発注者	工 期	金 額(円)	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)	〇〇県	〇年〇月〇日 ~〇年〇月〇日	〇〇円	(元請、下請の別) 元請
【経費削減可能額及びその計数的根拠】 〇〇〇				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

【記載要領】

1. 本様式には、契約対象工事現場付近(半径10km以内程度)での手持ち工事について記載する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象工事の工事費の縮減に寄与しない場合は、「縮減対象外」と記載する。

【添付資料】

1. 契約対象工事現場と手持ち工事場所の位置関係が確認できる地図。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写し

手持ち工事の状況(対象工事関連)

工 事 名	発注者	工 期	金 額(円)	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)	〇〇県	〇年〇月〇日 ~〇年〇月〇日	〇〇円	(元請、下請の別) 元 請
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

【記載要領】

1. 本様式には、契約対象工事と同種又は類似の手持ち工事について記載する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。契約対象工事の工事費の縮減に寄与しない場合は、「縮減対象外」と記載する。

【添付資料】

当該手持ち工事に関する契約書等の写し

手持ち資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用 予定量	不足数量の手 当方法	単価(原価)	調達先(時期)
仮設ハウス		基	1	2	リース	〇〇	〇〇 (昭和〇年)
工事用標識		個	5	10	購入	〇〇	〇〇 (昭和〇年)
チューブライト							
単管							
敷き鉄板							

【記載要領】

1. 契約対象工事で使用する予定の手持ち資材(工事に直接使用する資材だけではなく、仮設資材、保安資材、備品、測量・試験機材等契約対象工事で使用を予定している全ての資材(様式14に記載した機械を除く。)を対象とする。)の状況について記載する。
2. 「単価(原価)」の欄には、手持ち資材の原価を記載する。
 例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先(時期)」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。
4. 不足数量の手当が必要な場合は、資材購入予定先一覧(様式7)にもその内容を記載する。

【添付資料】

手持ち資材の数量及び保管状況が分かる写真(遠景及び近景)

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	現在の利用 状況	単価 (原価)	専属的使用 予定日数

【記載要領】

1. 契約対象工事で使用する予定の手持ち機械(車両等を含む)の状況を記入する。
2. 「単価(原価)」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する。例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

【添付資料】

1. 手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し
2. 手持ち機械の全体が分かる写真及び固有の特徴が分かる写真
3. 手持ち機械の過去1年間の稼働状況など、契約対象工事で適正に使用可能な管理状態であることを明らかにした書面の写し(特定自主検査記録等)
4. 手持ち機械の原価の算定根拠を明らかにした書面、固定資産税(償却資産)に関する課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に関する所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の原価償却額(当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に関するものを含む。)を明らかにした書面
5. 車両等については、当該工事に使用する自社所有の保有を証明する車両等の自動車検査証の写し
6. 下請業者に車両等を委託される場合は、その保有を証明する車両等の自動車検査証の写し

機械リース元一覧

工種・種別	機械名称	規格・型式・ 能力・年代	単位	数量	メーカー名	単価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

【記載要領】

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。(例:協力会社、同族会社、資本提携会社等)また、取引年数を()書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。)(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

【添付資料】

1. 機械リース予定業者が押印した見積書の写し
2. 機械リース予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し
3. 本様式の「リース元名」の「入札者の関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等
4. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等

建設副産物等の搬出地

建設副産物	数量 (m ³)	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格 (単価)	運搬距離 (km)	備考
コンクリート塊						
アスファルト塊						
建設発生材						
建設発生土						

【記載要領】

- 1, 契約対象工事で発生するすべての建設副産物等について記入する。
- 2, 「受入れ価格」の欄には、建設副産物等の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

【添付書類】

- 1, 受け入れ予定会社が押印した受け入れ承諾書
- 2, 受け入れ予定会社が押印した見積書
- 3, 受け入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受け入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の合理性かつ現実性を確認できる契約書等写し

建設副産物等の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

品名	運搬予定者	規格・型式	単位	数量	使用予定量 (延べ台数)	受入れ予定箇所 又は工事理由	運搬距離 (km)	運搬予定者へ の支払予定額 (円/日・台当たり)	備考
〇〇	〇〇建設	Dt10t	m3	1,000	100台	〇〇処分場	2km	35,000	
〇〇殻	〇〇運送	Dt10t	m3	100	20台	□□再処理施設	25km	35,000	
矢板	〇〇運輸	Dt10t	m3	30	10台	仮囲いの設置	15km	35,000	
.....	

【記載要領】

1. 本様式は、次の事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に関するものについて記載する。
 - ①建設副産物の搬出
 - ②土砂の搬出(仮置き場との土砂運搬を含む)
 - ③工事箇所への資材等の搬入
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
4. 土砂の搬出については、土砂の搬出場所ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂の搬出(仮置き場)の予定地を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場と間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

【添付資料】

1. 建設副産物等の種類及び受け入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等
3. 仮置き場と間の土砂運搬等に関する運搬経路が確認できる地図等
4. 建設副産物及び土砂運搬に関する運搬計画及びフロー図(1回の運搬量、1サイクルの運搬手順・所要時間を記載したタイムスケジュール等)
5. 運搬予定者が運搬に関する必要な許可等を有していることが確認できる書面(一般貨物、産業廃棄物収集運搬許可証等)
6. 本様式に記載した運搬予定者が押印した見積書の写し及びその運搬予定者との取引実績(過去1年以内の実績に限る)のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写し

過去に施工した公共工事名及び発注者

発注者	工 事 名	工 期	予定価格	落札価格	低入札価格 調査対象の 有無	工事成績 評定点

【記載要領】

1. 公告日以前の過去5年間に元請として完了した公共工事の実績について記載する。実績件数が20件を超える場合は、直近の工事20件を記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。
3. 「低入札調査対象の有無」欄は、低入札価格調査を受けた場合のみ「有」と記載する。

【添付書類】

本様式に記載した公共工事の施工体系図の写し

品質確保体制(品質管理のための人員体制)

区分(元請・下請)	立場	会社名 所属	氏名	資格	実施事項				諸費用					備考	
					実施内容	実施方法	頻度	対象	費用計上の有無	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	技術者単価 (千円)		数量
元請	品質証明員	(株)〇〇建設 〇〇支店	〇〇〇〇	・技術士(建設部門) ・土木施工管理1級 ・・・・	①協力会社への品質 管理に係る指導 ②品質・出来形の社内 検査	①講習会の実施 ②立会・書面によ る確認	①工事着手前 (各工種) ②社内検査基準 に基づき実施	①協力会社の主任 技術者・職長	有	元請	共通仮設費 技術管理費	〇〇円	〇千円	〇日	
元請	監理技術者	(株)〇〇建設 〇〇支店	〇〇〇〇	・土木施工管理1級	・・・				有	元請	現場管理費	〇〇円	〇千円	〇日	
元請	担当技術者														

【記載要領】

1. 本様式には、契約対象工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項について記載する。ただし、様式19で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式20で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項は記載しなくてもよい。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式4-1等の「項目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

【添付資料】

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」欄に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が明示されているかが様式4-1等に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関する内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書の写しを添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者(元請)が負担する場合にあつては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳等の写し等を添付する。また、「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの)を添付する(当分の間、前記の契約書等に代えて、当該下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

品質確保体制(品質管理計画書)

施工箇所	工種	品質管理項目					諸費用							試験実施(委託)者			品質管理責任者			備考		
		試験項目	試験方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下 請)	計上した工 種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下 請区分	会社名 所属	立場	責任者	会社名 所属	立場		試験結果 確認方法	
橋梁下部工(A1~ A5)	橋梁下部 工	単位水量試験	電子レンジ法	1回/日(午前・ 午後)	○○○要領に よる	有	有	試験費	下請	現場管理費	○千円	○千円	○回	下請	(有)○○	主任技術者	○○○○	株○○建設 ○○支店	主任技術 者 品質証明 員	1回/週 試験実施会社に おいて立会(左記以外は 書面確認)		

【記載要領】

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための各種試験等に要する体制について記載する。ただし、様式20で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項について記載しなくてよい。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験等に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式4-1等の「項目」のいずれに計上しているかを記載する。

【添付資料】

本様式の「諸費用」の「見込額」欄に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が明示されていない場合は、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関する内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書の写しを添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

品質確保体制(出来形管理計画書)

施工箇所	工種	出来形管理項目					諸費用					検査実施(委託)者				品質管理責任者		備考				
		検査項目	検査方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下請 区分	会社名 所属	立場	責任者		会社名 所属	立場	検査方法 確認方法	
橋梁下部工(A1 ~A5)	橋梁下部 工	基準高	測量	橋梁下部工 完成後	出来形管理 基準による	有	有	測量(委託)	元請	現場管理費	〇〇千円	〇千円	〇回	元請	株〇〇建設	主任技術者	〇〇〇〇	株〇〇建設 〇〇支店	品質証明員	A1については立会 上記以外の橋脚につい ては書面検査		

【記載要領】

- 1, 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
- 2, 「諸費用」の欄は、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理に要する各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該出来形管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式4-1等の「項目」のいずれに計上しているかを記載する。

【添付資料】

本様式の「諸費用」の「見込額」欄に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が明示されているかが様式4-1等に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関する内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書の写しを添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

実施事項	実施内容	実施頻度及び 所用時間	実施責任者			参加予定者		諸費用							適用法令等	備考
			元請・下請 区分	会社名 所属	立場	元請	下請	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	単価 (千円)	数量		
安全・訓練	安全活動のビデオ等による教育 当該工事内容等の周知徹底 安全・訓練等としての必要な事項	毎月 半日以上	元請	株〇〇建設	総括安全責任者	全員	全員	有	①外部講師(全4回) ②資料印刷(全10回)	元請	現場管理費	〇〇千円	①〇千円 ②〇千円	〇回		
安全協議会																
KY活動																
...																
...																

【記載要領】
 1. 本様式は、工事に関する安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
 2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載し、当該取組に要する費用を積算内訳上見込んでいる場合は、「見込額」の欄に当該取組に要する費用の総額を記載し、「計上した工種等」の欄は様式4-1等の「項目」のいずれかに計上しているかを記載する。

【添付資料】
 1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式4-1等に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関する内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書の写しを添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

安全衛生管理体制(点検計画)

点検項目	点検対象	対象区間	点検対象	検査実施(委託)者			諸費用					適用法令等	備考	
				元請・下請区分	会社名 所属	立場	費用計上の有無	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	技術者単価 (千円)			数量
足場点検	手すり先行足場	橋梁下部 (P1～P6)	設置後 作業開始前 (毎日)	元請	㈱〇〇建設	総括管理責任者	有	元請	現場管理費	〇〇千円	〇千円	〇回	安衛法〇条〇項 安衛則〇条 ……ガイドライン(H〇.〇)	
仮囲い点検														
…														

【記載要領】

- 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
- 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載し、当該点検に要する費用を積算内訳上見込んでいる場合は、「見込額」の欄に当該点検に要する費用の総額を記載し、「計上した工種等」の欄は様式4-1等の「項目」のいずれかに計上しているかを記載する。
- 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

【添付資料】

- 本様式の「諸費用」の「見込額」欄に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式4-1等に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関する内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書の写しを添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等(経費内訳ごとの金額を明らかにしたものを)を添付する(当分の間、前記の契約書等に代えて、当該下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも

安全衛生管理体制(仮設の設置計画)

施工箇所	仮設備の内容	数量・単位	設置期間			仮設置者			管理責任者			設置費用					適用法令等	備考
						元請・下請 区分	会社名 所属	自社・リース 区分	元請・下請 区分	会社名 所属	立場	費用計上 の有無	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	単価 (千円)		
橋梁下部 (P1~P5)	手すり先行足場、幅木、ネット	〇㎡	H〇〇.〇〇	~	H〇〇.〇〇	下請	株〇〇建設	リース	下請	株〇〇建設	主任技術者	有	元請	共通仮設費	〇〇千円	〇千円	安衛法〇条〇項 安衛則〇条 ……ガイドライン(H〇.〇)	

【記載要領】

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画(仮設備の点検に関する事項を除く。)について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載し、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合は、「見込額」の欄に当該設置及び管理に要する費用の総額を記載し、「計上した工種等」の欄には様式4-1「項目」のいずれかに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄に二段書きする。

【添付資料】

1. 本様式の「設置費用」の「見込額」欄に記載した金額を、入札者(元請)が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式4-1等に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に関する内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書の写しを添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間		員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置計画図
	HO. O. O	~ HO. O. O						
A工区交通規制(片側2車線)	HO. O. O	~ HO. O. O	2人	〇〇	元請	〇〇千円	〇日	図〇
	HO. O. O	~ HO. O. O	4人	〇〇	元請	〇〇千円	〇日	図〇
	HO. O. O	~ HO. O. O	3人	〇〇	元請	〇〇千円	〇日	図〇
	HO. O. O	~ HO. O. O	4人	〇〇	元請	〇〇千円	〇日	図〇

【記載要領】

- 1, 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者(元請)が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
- 2, 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
- 3, 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。

【添付資料】

- 1, 交通誘導員の派遣予定会社が押印した見積書の写し
- 2, 派遣予定会社の派遣実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し
- 3, 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置計画図

様式25

資 金 繰 入 表

平成 年 月 日

(単位:千円)

項 目		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	摘要
		実績月	予定	予定	予定	予定	予定	予定	予定	予定	予定	
現金入金	当月出来高											
	前月繰越金(A)											
	工事代金											
	受取手形満期											
	預金解約・満期											
	受取利息											
	(手形受取)											
合計(B)												
現金支払	仕入・買掛・未払金											
	材料仕込											
	下請支払											
	労務費											
	経費											
	人件費											
	物件費											
	税金											
	支払利息・割引料											
	預金預入											
	借入金返済											
支払手形満期												
雑支出												
(手形発行高)												
合計(C)												
過不足(A+B-C)												
不足調整方法	借入金											
	金融機関											
	その他(名称)											
	手持手形充当											
	手持手形割引											
支払延期												
合計												
翌月繰越金												

注: 本表には、資金繰の実績が判明している月を実績月に記入し、以降工事完了までの各月の資金繰の予定を記載する。

契約済み及び支払未完了工事一覧表

発注者	工事名	工期	請負金額	出来高率 (%)	現在出来 高金額	受領済額 (含前払 金)	受領予定		受領予定		受領予定	
							(当月) 月		月		月	
							現金	手形	現金	手形	現金	手形
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
		/ ~ /										
その他	件											
合 計												

注:本表には、契約済み及び支払未完了工事等代金回収が完了していない工事について、工事代金全額を回収するまでの予定を記入する。

奈良県建設工事等入札契約 制度検討委員会

今後の進め方（案）

今後の進め方（案）

委員会において現状と課題を分析した上で意見交換を行い、その意見を踏まえて県において新たな制度を定め、令和6年度から導入する。

- | | |
|------------------------|---|
| 第1回委員会
(令和5年11月6日) | <ul style="list-style-type: none">・事務局から現状と課題等の説明・意見交換 |
| 第2回委員会
(令和5年12月22日) | <ul style="list-style-type: none">・業界団体からの意見聴取・意見交換 |
| 第3回委員会
(令和6年2月下旬) | <ul style="list-style-type: none">・事務局から新たな制度案の説明・意見交換 |

今回

第 1 回奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

1 日時

令和 5 年 1 1 月 6 日（月）午後 3 時から午後 4 時 4 5 分まで

2 場所

修徳ビル 中会議室

3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員（W e b 会議システムにより参加）、熊谷委員

（ 県 ）

清水県土マネジメント部長、尾崎次長、池田次長、新谷建設業・契約管理課長、松井技術管理課長 等

4 議事

（1）奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会について

- ① 委員長の選出 仁木委員が委員長に選出された。
- ② 公開方針の決定 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会公開方針を決定した。

（2）入札契約制度の現状と課題

事務局から資料 2 について説明し、意見交換を行った。

（3）今後の進め方について

事務局から資料 3 について説明した。

5 主な発言

（1）最低制限価格等の公表時期について

<最低制限価格に関する意見>

- ・県職員からの予定価格・最低制限価格等の聞き出し行為を抑止するため、予定価格等を事前公表されてきたことについては、不正の防止という主旨で、一定の意義があったとは思われるが、その一方で、業者の積算能力という基本的な技術力の獲得を阻害している可能性も考えられる。
- ・談合防止という観点では予定価格等の事前公表が効果的かもしれないが、事前公表以外の工夫によっても談合を防止できる可能性はあるのではないか。
- ・事前公表のあり方については、最初耳にしたときには違和感があったが、説明

- の中で合理的な理由があるということ、職員からの聞き出し防止が趣旨で、副次的に不調不落がなくなることもあり、これはこれでひとつのやり方と思う。
- ただ、1つはくじ落札が頻発する状況をどうするかという点が課題かと思う。実質的に競争を作り出すために、総合評価落札方式を連動する形で工夫されているのだろうと思う。
 - 今後は総合評価落札方式を外して実施する場合など、いくつかパイロット的に他の方法を試行してみるのもひとつの方法かと思う。事後公表型でトライしてみると、メリットもデメリットも出てくると思う。事後公表については、最も危惧される聞き出し防止に留意し、チェックポイントを整理していく必要があるように思う。
 - メリットもデメリットもどちらもある。歴史的な経緯があり採用されている事前公表については、低価格で調達できるというのであればそれで良いのではないかと思っていたところもあるが、必ずしも最終的には下請け業者にしわ寄せが行ったり、積算できないままになっている業者もあつたりすることからすると、やはりデメリットもあるということだと思う。
 - 事前公表にしても事後公表にしても、結局いずれもメリット・デメリット双方あるので、最終的にデメリットを小さくする形で対策しないといけないのかなと思う。
 - 事後公表に関しては、私も聞き出し行為が最大のポイントになると思う。機密情報の漏れというのは、実際どこからもれているのか分からないことが多い。
 - 他の自治体では変動型の最低制限価格の制度もあると聞いているし、職員が機密情報を持たない方法もあると聞いている。
 - 全て事前公表とするのは、工事業者が利潤を求めず、とにかく実績を求めて入札するというデメリットが大きいかなと思う。事後公表にする方向性は良いと思うが、予定価格だけを公表するのか、予定価格も最低制限価格も公表するのかなどいろいろパターンがあると思う。そのパターンによってメリットとデメリットがあるので、検討していただければと思う。
 - また、他の自治体では事後公表がほとんどであるというデータがあつたかと思うが、どこの自治体においても職員が価格漏洩をするリスクを抱えていると思う。それを防ぐ手立てについても、やはり自治体がそれぞれ考えていると思う。100%防ぐことは難しいと思うが、低減させる方法を考えていると思うので、調査ができないものかと思う。
 - 事前公表ではなく事後公表へというところについて、聞き出し行為については他団体がどのような策を取られているかを参考にされたら良いと思うが、懸念されるのはやはり入札の不調不落。これはどんどん増えて行っている状況だと思うし、不調不落になると困るのも事実。急ぎの案件もある中で、奈良県

においてこれだけ不調不落が少ないというのは本当に素晴らしいこと。一度に事後公表にして不調不落の件数が増えることがないようにというのが懸念されるかなと思う。

- 価格の公表の話だが、全部の工事について価格を公表するのではなくて、工事の内容によって価格だけで落札業者が決まるようなものであれば、業者が利潤を取れるであろうという価格が明白な案件に関しては、事前公表について考えられても良いと思う。
- 一律に全部事後公表するというのではなくて、やはり工事の内容によるのかなと思った。

(2) 総合評価落札方式について

- 総合評価の案件が総じて価格競争の案件より好成績となっており、より品質の高い目的物を得ることに、総合評価制度が貢献している可能性が考えられる。一方、相対的に低い落札率の下で、高い技術水準での工事を求められ、業者にとっても負担となっている可能性も考えられる。発注者側に着目すると、一般的に高い技術や施工面での工夫などを求めにくい工事でも、総合評価制度（技術提案評価型）が適用されると、評価テーマの設定が困難であり、発注担当者にも負担を強いている可能性が考えられる。
- 一律、予定価格にて、総合評価制度（技術提案評価型）の適用の有無を決めるのではなく、より高い品質が求められる工事目的物、施工上の工夫が求められる目的物、維持管理性の点で課題が大きい目的物に絞って、技術提案評価型の適用を進めることが望ましく、その他は、より簡便な方法で受注側の技術力を検証する形の総合評価の在り方を一度検討してみてもどうか。
- 技術提案評価型は、実質的に業者間の差異が出やすいので有効であると理解している。ただ、発注する側にも受注する側にも負担が大きい。実質的には差がつかないものについてもこの方式を採用し無駄なコストがかかることになると思う。
- 技術提案評価型が適切と思われる事案も一定数あると思う。育成型などは適用される価格帯が低くなっているが、技術力を向上させる機会としては有効かと思う。
- 重要性が高い工事は引き続き技術提案評価型が適切だと思う。国も他府県でも奈良県では実施していない方法を実施しているので、奈良県でも実施してみてもと思う。
- 技術提案評価型については工事の成績も良く、技術力の確保には良いと思うが、コストがかかるので全部に適用するのは大変であり、他の都道府県とも比

較しても奈良県だけなので変更していくのも良いと思う。

- どのようにするのは工事によっても異なるが、基準の作成は大変ではないかと思う。総合評価落札方式で国が一番多く採用している企業・技術者評価型だと点数が固定されやすいと伺ったが、奈良県で用いられているチャレンジ型等の型式を組み合わせることで特定の業者が受注することを回避できるのではないかと思っているところ。
- 今の技術提案評価型がかなり負担が大きいのであれば、それを使う工事を絞ってはどうかと思う。基本的には企業・技術者評価型にいま奈良県がやっているチャレンジ等を組み合わせ、企業の質が工事の質を左右するような重要な工事については技術提案評価型を使った評価方式にするというように、金額だけではなくて工事の内容に応じた評価方式にしてはどうか。ひとつひとつ決めるのは大変だと思うので、基本的には企業・技術者評価型にチャレンジ型を使うことで負担を避けるのが良いと思った。
- 企業・技術者評価型は沢山見てきたが、少し懸念しているのは価格競争の意味がほとんどないケースがあること。配点にもよると思うが、価格で差があっても企業・技術者の評価でひっくり返ってしまう。簡便に評価できるが、過去の実績による評価なので新規参入が難しく、結局不調不落が増えてしまうなど、他団体の様子を見ながら配点に気をつけるとか、新規参入を阻害しないよう考えながら取り入れる必要がある。質の担保等の観点から企業・技術者評価型であることが必要という案件でなく、技術提案では差が付きにくいという場合には価格競争とすることも検討しても良いのではと思った。
- 施工計画評価型は、技術提案評価型に比べると負担が軽くなるということだがそれなりの負担がでてくるのか。
- 施行計画評価型も導入の可能性があるのか気になり伺った。あまり差が付かないという点では、企業・技術者評価型に施工計画評価型がついているので、どんな場合が良いのかを考えてみる必要があると思う。
- 3つの型にそれぞれに適合する工事があるかもしれないと思うので、あれば今後情報共有していただければと思う。